

## 金融円滑化にかかる管理方針の概要

### 1. 取組方針

当組合は、地域の中小企業及び個人のお客さまに対する金融の円滑化のため、以下のとおり「金融円滑化に向けた取組方針」を策定いたしました。

この方針を踏まえ、地域金融機関としての健全かつ適切な運営に配慮しつつ、積極的な金融仲介機能を発揮し、地域経済の活性化に貢献いたします。

- (1) 中小企業や個人事業主および住宅資金をお借入のお客さまから、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談を受けた場合には、お客さまの実態を十分に踏まえ、できる限り貸付条件の変更等の適切な措置をとるよう努めます。
- (2) お客さまからの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握するための体制を整備し、経営改善努力を行っているお客さまに対して必要な助言・支援に努めます。
- (3) 貸付条件の変更等に対するお申込み・ご相談に対し、その内容を記録・保存等を行い、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、やむを得ず謝絶させていただく場合には、理解と納得が得られるようにその理由を具体的かつ丁寧な説明に努めます。
- (4) 他の金融機関から借入を行っているお客さまから貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客さまのご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関・外部機関等との間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携に努めます。
- (5) 貸付条件の変更等を行った後であっても、必要資金についてのご相談に応じ、適切に審査を行います。
- (6) お客さまからの貸付条件の変更等に関するお問い合わせおよび苦情には、真摯な姿勢で適切かつ十分な対応に努めます。
- (7) 金融円滑化における適切なリスク管理態勢のもと金融仲介機能を十分に発揮するとともに、その状況等については法令に基づき適正に開示いたします。

2. 円滑化に係る体制の概要

金融円滑化管理態勢に係る組織体制図

